

## 小松島市公共工事における現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、小松島市の発注する建設工事（以下「工事」という。）について、小松島市建設工事請負契約約款に関する規則第9条第3項の規定による工事現場への現場代理人の常駐義務の適用を緩和する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (現場代理人の兼任を認める要件)

第2条 請負者は、次の各号のいずれにも該当する工事において現場代理人を常駐させず、他の工事と兼任させることができるものとする。ただし、市長が現場代理人を兼任させることが適当でないと判断した場合はこの限りでない。

- (1) 兼任しようとする工事が、すべて小松島市が発注した工事であること。
- (2) 当初請負金額が小松島市契約規則第17条の2に定める、130万円以下であり、区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事のいずれかであること。又は、当該工事と直接関連する別の工事を地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約で受注した工事であること。
- (3) 発注者が現場代理人の工事現場への常駐が可能と認めた工事であること。
- (4) 兼任させようとする現場代理人が、他の工事における建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

2 現場代理人1人につき、兼任することができる工事の件数は2件までとする。

この場合において、完成届を受理した工事については、その件数に含まないものとする。

### (現場代理人の兼任手続)

第3条 請負者は、現場代理人の兼任をさせようとするときは、現場代理人兼務申請書を、新たに現場代理人の配置（兼任）をさせようとする工事の監督員に提出し、市長の承諾を得なければならない。

2 市長は、請負者が既に受注しているそれぞれの工事の監督職員と協議を行い、当該現場代理人の兼任の可否について、請負者に通知するものとする。

3 請負者は、既発注工事の監督員に、兼任の現場代理人になったことを文書で報告しなければならない。

### (契約変更時の取扱い)

第4条 この要領の規定により現場代理人の兼任を認めた工事については、その後の設計変更等の理由により第2条第1項第2号の要件を満たさなくなった場合においても、同号の規定に該当しているものとみなす。

### (兼任中の注意事項)

第5条 兼任を承認された現場代理人は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 兼任期間中は兼任を承認されたいずれかの工事現場に駐在していること。

- (2) 兼任する全ての工事現場の安全管理及び住民対応を徹底すること。
- (3) 兼任する双方の監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。

(現場代理人の兼任の取消し等)

第6条 現場代理人を兼任することにより、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、市長は、当該現場代理人の兼任の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行う。

#### 附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札（見積り）通知を行う工事から適用する。